山　梨	甲府市
長　野	松本市
新　潟	新潟市
富　山	富山市
石　川	金沢市
福　井	福井市
岐　阜	岐阜市
静　岡	静岡市
愛　知	名古屋市
三　重	津　市
滋　賀	草津市
京　都	京都市
大　阪	東大阪市
兵　庫	神戸市
奈　良	奈良市
和歌山	和歌山市
鳥　取	倉吉市
島　根	松江市
岡　山	岡山市
広　島	広島市
山　口	山口市
徳　島	徳島市
香　川	高松市
愛　媛	松山市
高　知	高知市
福　岡	福岡市
佐　賀	佐賀市
長　崎	長崎市
熊　本	熊本市
大　分	大分市
宮　崎	宮崎市
鹿児島	鹿児島市
沖　縄	中頭郡西原町

(注)　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、試験会場等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

別表３　受験申込書受付地

都道府県名	受付地
北海道	札幌市
北海道	函館市
北海道	旭川市
北海道	釧路市
北海道	帯広市
北海道	北見市
北海道	室蘭市
青　森	青森市
岩　手	盛岡市
宮　城	仙台市
秋　田	秋田市
山　形	山形市
福　島	福島市
茨　城	水戸市
栃　木	宇都宮市
群　馬	前橋市
埼　玉	さいたま市
千　葉	千葉市
東　京	東京都
神奈川	横浜市
山　梨	甲府市
長　野	長野市
長　野	松本市
新　潟	新潟市
富　山	富山市
石　川	金沢市
福　井	福井市
岐　阜	岐阜市
静　岡	静岡市
愛　知	名古屋市
三　重	津　市
滋　賀	大津市
京　都	京都市
大　阪	大阪市
兵　庫	神戸市
奈　良	奈良市
和歌山	和歌山市
鳥　取	鳥取市
鳥　取	米子市
島　根	松江市
岡　山	岡山市
広　島	広島市
山　口	山口市
徳　島	徳島市
香　川	高松市
愛　媛	松山市
高　知	高知市
福　岡	福岡市
佐　賀	佐賀市
長　崎	長崎市
熊　本	熊本市
大　分	大分市
宮　崎	宮崎市
鹿児島	鹿児島市
沖　縄	浦添市

公　告

諸　事　項

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成28年３月10日　　経済産業大臣　林　　幹雄

名　　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社フリーダム	愛知県名古屋市中区錦三丁目14番14号	互第4012号	平成28年２月９日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成28年３月10日　　中部経済産業局長　波多野淳彦

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成28年５月９日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成28年５月９日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本店の所在地	営業廃止年月日
株式会社フリーダム	愛知県名古屋市中区錦三丁目14番14号	平成28年２月９日

記

あて先　〒460―8510　愛知県名古屋市中区三の丸二丁目５番２号
中部経済産業局産業部消費経済課
電話052―951―2560

様式

申　　出　　書

中部経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１　債務者の名称及び住所
２　債権額
３　債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。